

お知らせ

変更登録申請書の受付業務について

大阪府では、大阪版市場化テストの一環として、「建築振興課宅建業免許グループ」の窓口業務を、平成22年7月1日から民間事業者に委託しました。

これまで、「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書」の受付については、(財)大阪府宅地建物取引主任者センター(以下、主任者センターという。)でも行っていましたが、同年6月末日をもって、主任者センターでの当該業務が終了いたしました。

今後の、住所の異動、勤務先の退職等に伴う変更登録申請は大阪府住宅まちづくり部建築振興課宅建業受付窓口にご提出くださいますようお願いいたします。

なお、宅地建物取引主任者証の交付については、これまでどおり主任者センターが行います。

平成22年7月1日

大阪府住宅まちづくり部建築振興課
電話番号06-6944-9259